

Weekly Report

第571号
令和2年9月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

10月から実施される主な税制は

◎たばこ税の見直し……平成30年10月から段階的に実施されている、たばこ税の引上げと加熱式たばこの課税方法の見直しに伴い増税となります。また、リトルシガーと呼ばれる軽量な葉巻たばこの課税方式も見直され、2段階で増税となります。

◎酒税の見直し……ビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）や醸造酒類（清酒、果実酒等）などの酒税率の段階的な見直しが実施され、新ジャンル（第三のビール）や果実酒は引上げとなる一方、ビールや発泡酒、清酒などは引下げられます。

◎年末調整手続の電子化……給与所得者が勤務先に提出する生命保険料控除、地震保険料控除、住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、保険会社等から取得した電子データによる提供が可能となります。

◎電子帳簿保存法の見直し……電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、①受領者が自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合や、②発行者側で

タイムスタンプを付与している場合は、受領者によるタイムスタンプの付与を不要とします。

◎居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の見直し……居住用賃貸建物を取得した場合、住宅家賃（非課税売上）に対応するものとして、本来は仕入税額控除の対象になりませんが、作為的な手法で課税売上を増やして仕入税額控除を適用する事例があることから、本年10月以後に取得した居住用賃貸建物は仕入税額控除制度の適用が認められないこととなります。ただし、本年3月末までに締結した契約に基づき取得したものは従前どおりです。

7月開始の自筆証書遺言保管の利用状況

本年7月10日から、自書で作成する遺言書（自筆証書遺言）を法務局に預けることができる「自筆証書遺言書保管制度」が開始されましたが、法務省によると、8月末時点で4970件の保管申請があり、そのうち4940件を保管しました。

本制度は、遺言者の住所地や本籍地、所有不動産の所在地を管轄する法務局に申請できます。また、申請などの手続きには予約が必要となり、手数料（保管申請の場合は3900円）がかかります。

なお、自筆証書遺言は、遺言者本人が遺言書の全文を自書する必要がありますが、本年1月13日から本文に添付する財産目録は、パソコンで作成するなど自書しなくてもよいことになりました。

★★★10月のチェックポイント★★★

※社会保険料の「算定基礎届」に基づく標準報酬月額は、原則10月支給給与から天引きします。なお、厚生年金保険の新たな等級（65万円）が追加されるので該当者に注意します。

※新型コロナの影響を考慮して、販売計画や資金需要（販売促進費や賞与など）を精査し、年末3カ月の資金繰りを確認します。コロナ関連の公的融資を含め早めに金融機関に相談します。

※年末の繁忙期に向けて、パート・アルバイトの手配は早めにおきます。